

社会福祉法人八身福社会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八身福社会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第1条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 業務執行理事が施設長を兼任している場合は、職員給与として支給する。
- (2) 業務執行理事以外の役員については、理事会及び監事監査等への出席によって法人業務を行う場合は、報酬として日額5,000円を支給する。
- (3) 役員が、研修等職務のため出張した場合には、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、翌月20日支給する。ただし支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。